

# 被災者生活支援情報

平成29年9月30日をもって次の支援制度を終了します。

## ① 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の減免

### ◆制度概要：

熊本地震により住家が半壊以上の被害を受けられたこと等によって支払いが困難になった保険料について、被害状況に応じて減免が受けられる場合があります。減免を受けるには申請が必要です。

### ◆対象者：

- ・住宅が半壊以上の被災をした方
- ・主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った方
- ・事業の廃止や失業等で主たる生計維持者の収入が一定（3/10）以上減少した方

### ◆対象保険料：

平成 28 年 4 月～平成 29 年 9 月分までの保険料

### ◆申請期限：

平成 29 年 10 月 13 日（金）まで

## ② 国民健康保険医療費・後期高齢者医療費の一部負担金の免除

### ◆制度概要：

熊本地震により住家が半壊以上の被害を受けるなど、被災された被保険者（加入者）が医療機関を受診する際に、医療費の一部負担金（窓口負担）が免除されます。

### ◆対象者：

- ・住家が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
- ・主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った方
- ・主たる生計維持者が業務を廃止、休止又は失職して現在収入がない方

### ◆対象期間：

平成 28 年 4 月 14 日地震発生後～平成 29 年 9 月 30 日までの受診分

※すでに支払った医療費の一部負担金（窓口負担）については還付できる場合があります。

【①②のお問い合わせ】（平日 午前8時30分～午後5時15分）

国保年金課 096-328-2290 中央区 区民課 096-328-2278

東区 区民課 096-367-9125 西区 区民課 096-329-1198

南区 区民課 096-357-4128 北区 区民課 096-272-6905

## ③ 第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料の減免

### ◆制度概要：

熊本地震により住家が半壊以上の被害を受けられるなど、被災された 65 歳以上の方の介護保険料の減免が受けられる場合があります。

### ◆対象者：

- ・住宅等が半壊以上の損害を受けた場合
- ・世帯の生計維持者が死亡（行方不明）、障がい者となった、又は重篤な傷病を負った場合
- ・世帯の生計維持者の事業収入等に一定以上の減少が見込まれる場合

### ◆対象保険料：

平成 28 年 4 月～平成 29 年 9 月分までの保険料

## ④ 介護保険サービス利用料の免除

### ◆制度概要：

熊本地震により住家が全半壊の被害を受けるなど、被災された方の介護サービス利用料が免除されます。

### ◆対象者：

- ・住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした場合
- ・主たる生計維持者が死亡（行方不明）又は重篤な傷病を負った場合
- ・主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した場合
- ・主たる生計維持者が失職し、現在収入がない場合

### ◆対象期間：

平成 28 年 4 月分～平成 29 年 9 月分までの利用料

※すでに支払った利用料については還付できる場合があります。

【③④のお問い合わせ】（平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）

高齢介護福祉課	096-328-2347	中央区 福祉課	096-328-2311
東区 福祉課	096-367-9127	西区 福祉課	096-329-5403
南区 福祉課	096-357-4129	北区 福祉課	096-272-1118

## ⑤ 障がい福祉関係サービス利用者負担の減免

### ◆制度概要：

被災された方で、障がい福祉関係サービス（障害福祉サービス、障害児通所支援、障害児入所支援、補装具及び日常生活用具）について利用者負担のある方に対し、利用者負担の免除を行います。

### ◆対象者：

- ・住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした場合
- ・主たる生計維持者が死亡（行方不明）又は重篤な傷病を負った場合
- ・主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した場合
- ・主たる生計維持者が失職し、現在収入がない場合

### ◆対象期間：

平成 28 年 4 月 14 日地震発生後～平成 29 年 9 月 30 日までの利用分

※すでに支払った利用者負担分については還付できる場合があります。

【⑤のお問い合わせ】（平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）

- 障害福祉サービス、障害児通所支援、補装具、日常生活用具  
⇒ 障がい保健福祉課 096-328-2519
- 障害児入所支援  
⇒ 児童相談所 096-366-8181

## ⑥ 災害援護資金の貸付

平成 29 年 3 月 31 日をもって受付を終了しましたが、病気等のやむを得ない理由により同日までに申請ができなかった場合は、その理由がやんだ日から 14 日を経過する日又は平成 29 年 9 月 30 日のいずれか早い日までに限り、申請を受け付けております。

【⑥のお問い合わせ】（平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）

健康福祉政策課 096-328-2340